

# 八王子ジャズフェスティバル実行委員会 細則

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本細則は、八王子ジャズフェスティバル実行委員会（以下「委員会」という）の会則および職務分掌規定の運用を円滑に行うため、日常業務に関する手順・書式・期限等を定める。

### 第2条（適用範囲）

本細則は、理事、実行委員、ボランティアおよび事務局に適用する。

## 第2章 実行委員・ボランティア

### 第3条（申込手順）

1. 実行委員は所定の申込書を提出し、自薦または他薦を理事会に示し、承認を受けて就任する。
2. ボランティアは所定の申込書を提出することで参加可能とする。
3. 申込書には氏名、連絡先、希望部署・役割、推薦者（ある場合）を記載する。
4. 理事会は申込書受領後30日以内に承認可否を通知する。

## 第3章 会費及び理事就任一時金

### 第4条（会費）

1. 正会員は会費を納入するものとする。
2. 会費は原則として納入を求めるが、理事会の承認により免除できる。
3. 賛助会員は入会時に賛助会費を納入する。
4. ボランティアは会費の納入義務を負わない。
5. 会費の納入方法は銀行振込または事務局指定の方法とする。
6. 納入期限は理事会承認日から30日以内とする。

### 第5条（理事就任一時金）

1. 理事は就任時に理事会が定める一時金を納入する。
2. 納入方法および期限は会費と同様とする。
3. 納入後の返金は原則行わない。

## 第4章 会議運営

### 第6条（理事会招集）

1. 招集通知には、日時、場所（またはオンライン形式）、目的および審議事項を明記する。
2. 通知手段は書面または電子的手段（メール、メッセージ、グループウェア等を含む）で行う。
3. 原則として会議の5日前までに通知する。
4. 緊急理事会の場合は通知期限を短縮できるが、開催後に速やかに議事録を作成する。

### 第7条（その他会議）

1. 担当部署会議、実行委員会議、ボランティア会議等の会議も原則として議事録を作成する。
2. 招集通知および議事録作成は、書面または電子的手段で行い、記録が残る形式で保存する。
3. 各会議の議事録は、担当理事または事務局が原本を保存し、保存期間は最低5年間とする。

### 第8条（議事録）

1. 議事録には日時、場所、出席者、審議事項、議決内容、議事経過を記載する。
2. 出席者および議長は署名または電子承認を行う。

## 第5章 報告義務

### 第9条（報告の義務）

1. 実行委員は、担当業務の進捗および結果を、指定された期限までに担当理事に報告する義務を負う。
2. 報告手段は、原則書面または電子的手段で行う。
3. 担当理事は、受領した報告を副代表および代表に随時報告する。

### 第10条（報告未提出への対応）

1. 指定期限までに報告がない場合、担当理事は書面または電子的手段で督促する。
2. それでも報告がない場合、理事会に報告し、最終的に活動停止または除名の対象となることがある。

## 第6章 書類管理

### 第11条（保存およびアクセス）

1. 会議資料、申込書、会費・理事就任一時金記録等の重要書類は事務局が管理する。
2. 保存形式は紙または電子媒体とし、改ざん防止措置を講じる。
3. 書類へのアクセスは代表、副代表、担当理事および事務局に限定する。

## 第7章 違反・処分手順

### 第12条（違反確認）

1. 禁止事項違反が疑われる場合、担当理事または事務局が事実確認を行う。
2. 当該会員に文書または口頭で弁明の機会を与える。

### 第13条（処分決定）

1. 違反事実が確認された場合、理事会は警告、活動停止、除名等の処分を決定する。
2. 処分決定後は当該会員に文書で通知する。
3. 会費および理事就任一時金の返還は行わない。

## 第8章 改廃

### 第14条（改廃手続）

1. 本細則の改廃は理事会の承認により行う。
2. 細則の改廃は会則・分掌規定の変更を伴わないものとする。

## 附則

1. 本細則は2025年10月15日より施行する。
2. 本細則の制定日：2025年10月15日